

申告フローチャート

このフローチャートは、一般的な例を示しています。あくまでの目安としてご利用ください。

スタート
1月1日現在、神戸町にお住まいですか

いいえ → 1月1日現在、お住まいの自治体にお問い合わせください。

はい

1月1日から12月31日まで主にどのような収入がありましたか A～Dの選択肢に進んでください
※遺族年金・障害年金・雇用保険等の非課税所得は収入に含みません

A 収入がなかった方

次の①～④のいずれかに該当しますか

- ①児童手当など各種手当を受給している
- ②国民健康保険・後期高齢者医療保険等に加入している
- ③非課税証明書が必要である
- ④国民年金保険料の免除を受ける

はい → 2
いいえ → 3



B 給与収入（パート・アルバイト含む）があった方

次の①～④のいずれかに該当しますか

- ①給与収入が2,000万円を超えている
- ②給与以外の所得が20万円を超えている
- ③2ヶ所以上から給与を受け取っていて年末調整されなかった給与の収入金額と給与以外の所得との合計額が20万円を超えている（※）
- ④所得税を計算した結果、還付になる

はい → 1

いいえ → 給与以外に所得はありませんか

はい → 2

いいえ → 控除の変更や追加はありますか（例）医療費控除の追加

はい → 2

いいえ → 勤務先から神戸町役場へ給与支払報告書が提出されていますか（不明な方は勤務先に確認してください）

はい → 3

いいえ → 2

※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下の方は、確定申告は不要ですが、町・県民税の申告は必要です。

C 公的年金等収入があった方

公的年金等の収入は400万円を超えますか

はい → 1

いいえ → 別紙「公的年金等の収入が400万円以下の方の町・県民税申告について」をご覧ください

D 給与・年金以外の収入があった方

所得税を計算した結果、納付や還付になりますか

はい → 1

いいえ → 2

1 所得税の確定申告が必要です（町・県民税の申告は原則不要です）

2 町・県民税の申告が必要です（所得税の納付や還付等を受けるためには、確定申告が必要です）

3 町・県民税の申告は不要です